

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

理 事 年額20,000円

監 事 年額20,000円

評議員 年額10,000円

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎年度3月中に1回支払うものとする。

(公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年6月2日から施行する。